

# 三重県土地利用基本計画（最終案）

平成 30 年 12 月

三 重 県

# 目 次

## 第1章 県土の利用に関する基本構想

- 1 県土利用の基本方向
- 2 地域類型別の県土利用の方向
- 3 利用区分別の県土利用の基本方向

## 第2章 土地利用の原則

- 1 都市地域
- 2 農業地域
- 3 森林地域
- 4 自然公園地域
- 5 自然保全地域

## 第3章 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- 1 都市地域と農業地域とが重複する地域
- 2 都市地域と森林地域とが重複する地域
- 3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- 4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
- 5 農業地域と森林地域とが重複する地域
- 6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- 7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- 8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
- 9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

## 土地利用基本計画策定の趣旨

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、三重県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、国土利用計画法に基づく土地取引規制、遊休土地に関する措置及び土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制等を実施するにあたっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

変更に際しては、当基本計画は国土利用計画（県計画）の性格を併せ持つものとし、県土地利用の総合的方針を示す計画として改定する。

## 第1章 県土の利用に関する基本構想

### 1 県土利用の基本方向

#### (1) 基本理念

現在、日本は既に人口減少社会を迎えており、今後、地方圏を中心に急激な人口減少が予想されている。大都市圏等では、一定程度、土地需要が増加する地域が見込まれるものの、全体として今後土地需要は減少し、本県においても県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。その結果、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念され、今後の県土の利用においては、本格的な人口減少社会における適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、台風の大規模化、降雨の局地化・集中化・激甚化、近未来に予想される南海トラフ地震などの自然災害が危惧されており、安全安心な生活を営むために、居住地や経済活動の場における防災・減災の対策を進め、サステイナブルな社会の形成に向けて、中長期の視点を持った計画により、戦略的に県土の利用を進めていく必要がある。その際、地球温暖化対策や水源保全などを目的として、低・未利用地や荒廃農地などの緑化等、県土の自然を保全・再生・活用していく方策を選択することにより、より効率的で効果的な土地利用が実施できると考えられる。

人口減少、高齢化、財政制約等が進行する現状においては、土地の履歴や特性を踏まえた最適な県土利用を行い、複合的な効果をもたらす施策が重要になる。

#### (2) 県土の特性を生かした土地利用

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋岸に位置し、総面積は国土の約1.5%にあたる5,777 km<sup>2</sup>で、東西約80 km、南北約170 kmの南北に細長い地形となっている。中部圏と近畿圏の結節点にあり、大都市圏の一翼を担う土地利用がなされる一方、森林地域、自然公園地域、自然保全地域など、人口密度が低い地域も多く見受けられる。

海岸線は1,088 kmと長く、活断層も複数存在することから、自然災害のリスクを軽減する土地利用を検討する必要がある。そのうえで、人口分布や地域経済、工場立地、観光資源などの複数の要素を考慮して、土地利用を計画的に進めることが重要である。

#### ア 北勢地域

当該地域は、伊勢平野の北部に位置し、西に鈴鹿山脈、北に養老山地、東に伊勢湾を望む。平地を中心に石油化学、自動車、液晶関連産業、情報通信産業などが立地する県内最大の産業・都市機能集積地となっている。地域内人口は、約84万人で県総人口の約47%を占めており、本県の製造品出荷額の約62%が、当該地域からの出荷である。

当該地域は、交通インフラが整備され、大都市である名古屋市や京阪神地域との交通利便性が高いことや、国際拠点港湾の四日市港を有していること、中部国際空港へのアクセスが比較的容易であることなどから、企業進出の適地となっている。また、新名神高速道路及び東海環状自動車道の延伸により、関西、北陸、中部圏へのアクセスが向上し、更なる産業集積が予想される。

このことから、しばらくは工業用地等への転換圧力が維持されると予想されるが、当該地域においても人口減少社会への道程は変わらず、今後の土地利用の減少を見据えて、低・未利用地の適正な活用、都市地域に残る緑地や里山などを原則保全し、生活住環境が悪化しない方策を採る必要がある。

#### イ 中南勢地域

当該地域は、西から布引山地などの山間地、中山間地域、伊勢平野、そして伊勢湾へと至る。地域内人口は、約49万人で県総人口の約27%を占めており、県庁や多数の教育・文化施設が所在し、北勢地域に次いで産業・都市機能が集積する地域となっている。

市街地及びその周辺の人口減少は緩やかに進むと見込まれるが、農山村地域では急激な人口減少により、耕作放棄地や山林の荒廃などが危惧される。

道路や鉄道などの交通インフラが整った利便性の高い地域においては、居住や工場、観光施設などの土地需要が見込まれるものの、中長期的には地域全体において人口減少による低・未利用地の増加が予想されることから、土地利用の適切な調整が必要になる。

また、伊勢湾に注ぐ榑田川や宮川などの水源となる森林の保全や、平野部においても自然環境との調和のもとに開発を行うなど、土地の適切な利用を推進することが重要になる。

#### ウ 伊勢志摩地域

当該地域は、志摩半島を中心とした国立公園がその多くを占める地域であり、地域内人口は約24万人、県総人口の約13%を占める。伊勢市をはじめ、平野部において市街地が形成されている地域が存在するが、人口減少の進捗状況によっては、地域コミュニティにおける住生活環境の悪化が予想され、地方生活圏の維持が重要となる。

伊勢神宮や伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した産業を中心に、地域経済は持続的に運営されると見込まれるものの、日本全体の人口減による観光者の減少も予測され、海外からの誘客を含めた観光産業の発展を、土地利用の観点からも進める必要がある。そのためには、自然公園地域、自然保全地域において、個性ある景観の保全・再生・創出を進め、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組を推進し、経済が持続的に循環するように、地域の魅力を向上させていくことが重要である。

#### エ 伊賀地域

当該地域は、県西部、布引山地の西側に位置し、四方を山地で囲まれた盆地を中心に生活圏が形成されている。JRや近鉄線、また国道25号（名阪国道）により、関西圏への通勤、通学が可能であり、人・モノの流れは関西地域と強い結びつきがある。地域内人口は約17万人、県総人口の約9%を占める。

近鉄線沿線に大規模な住宅団地が形成され、関西との結びつきにより人口が増加したものの、高齢化や都心回帰の流れがあり、都市地域における人口減少、生活圏の持続的な確立が課題となっている。

国道25号（名阪国道）を利用した人・モノの流れにより、製造業などの産業は今後も持続していくと見られるが、忍者や古きまちなみ、自然景観などの観光資源を活用した産業の定着化など、計画的な土地利用による経済圏の形成が重要になる。

## オ 東紀州地域

当該地域は、県の南部に位置し、地域内人口は約7万人、県総人口の約4%を占める。年間降水量が多く、全国有数の多雨地域であり、人口減少と高齢化が県内で最も顕著になっている。

平坦地が少なく、山が海に迫る急峻な地形が多く、農林水産業が地域産業の重要な位置を占める。人口減少の進行に伴い、後継者不足による耕作放棄地や山林の荒廃地増加が進んでいる。

観光資源のほか、希少価値のある土産物や商品の創出等により地域産業の活性化を進め、紀勢自動車道の利用により人・モノの流れが活性化し、地域経済を持続的に発展させることが重要になる。貴重な平坦地の有効利用、緑豊かな吉野熊野国立公園地域や世界遺産の熊野古道など、自然環境・景観を保全・再生・創出するとともに、南海トラフ地震に備えた安全・安心を実現する県土利用を行っていく必要がある。

### (3) 県土をめぐる情勢の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような情勢の変化を考慮する必要がある。

#### ア 三重県の人口動態

三重県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成19年の187万人をピークに減少に転じており、平成22年の185.5万人から、平成27年の182.1万人を経て、平成37年には171.4万人になると長期推計が示されている。生産年齢人口比率は、平成22年の62.1%から平成27年は59.3%、平成37年には57.9%になると推計されており、平成27年から平成37年では約9万人の生産年齢人口の減を見込んでいる。

一方、三重県の農林業センサスによれば、三重県の総農家数は、平成17年の59千戸から、平成22年に52千戸（平成17年比88.1%）、平成27年に42千戸（平成17年比71.2%）に減少している。また、農業就業人口（自営農業が主の者）は、平成17年の57千人から、平成22年の42千人（平成17年比73.7%）、平成27年の34千人（平成17年比57.6%）へと減少している。

三重県の林業従事者は、国勢調査によれば、平成7年の2,338人から、平成12年の1,672人（平成7年比71.5%）、平成17年の1,047人（平成7年比44.8%）と平成7年から半分以下に減少したものの、その後、平成22年に1,255人（平成7年比53.7%）に増加し、平成27年には1,016人（平成7年比43.5%）に減少している。

このように、人口減少社会の中で、農林業の就業者が顕著に減少することにより、農業地域や森林地域などの土地管理が、更に厳しくなる可能性がある。

三重県では、このような人口減少に伴う諸問題への対応や地域活性化を推進するため、移住促進を施策に掲げ、ワンストップで対応する移住相談センターの設置や移住相談デスクの開催などを行っている。

#### イ 土地利用の推移

三重県の農林業センサスによれば、農家（土地持ち非農家を除く。経営耕地面積が10

a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯) が耕作する面積は、平成 17 年の 47.5 ㎢から、平成 22 年の 44.5 ㎢、平成 27 年の 38.6 ㎢へと、その増減率はマイナス 18.7%となっている。これに対し、農家の耕作放棄地は平成 17 年の 3.8 ㎢から、平成 22 年の 3.5 ㎢、平成 27 年の 3.5 ㎢へと微減から横ばいになっており、農地の他用途への転換が見られる。一方、土地持ち非農家の耕作放棄地は、平成 17 年の 3.2 ㎢から、平成 22 年の 3.7 ㎢、平成 27 年の 4.0 ㎢へと 25%増加しており、荒廃農地が目立つ原因となっている。

このような中、農地面積の減少に対応し、農地の集積・集約を行うため、平成 26 年 3 月に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立した。三重県では公益財団法人三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構として指定し、農地の出し手から借り受けた農地を、農地の受け手に貸し付ける農地中間管理事業が開始されている。

三重県の森林面積は、平成 17 年の 373,211ha から、平成 22 年の 372,529ha、平成 27 年の 372,477ha へ 0.2%の微減となっており、10年間で面積はほとんど変わっていない。このうち私有林は、平成 17 年の 307,110ha から、平成 22 年の 306,270ha、平成 27 年の 304,823ha へ 0.7%の減となっており、全体の減少に比べその減少幅がやや緩やかになっている。森林地域においても、森林法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から森林経営計画の制度がスタートし、森林施業の集約化等に関する施策が展開されることとなった。

その他、三重県の土地利用現況把握調査のデータにより平成 16 年を基準年として平成 27 年の面積を比較すると、水面・河川・水路については 209 ㎢が 206 ㎢へと 1.4%の微減、道路は林道が 15 ㎢で変化がなく、農道が 45 ㎢から 41 ㎢へ 8.9%の減、一般道路が 171 ㎢から 186 ㎢へ 8.8%の増となっている。住宅地は、206 ㎢から 233 ㎢へ 13.1%の増であるが、工場用地は 45 ㎢が 46 ㎢へと 2.2%の微増となっており、主に住宅地の拡大に伴い道路面積が拡大したと見られる。また、農地面積の減に伴い農道面積が減少したと考えられる。

#### ウ 太陽光発電設備の増加

県内では、日照条件に恵まれた地域特性を反映して、太陽光発電施設の設置が進んでいる。平成 21 年 11 月からエネルギー供給構造高度化法第 2 条第 3 項に基づく太陽光発電の余剰電力買取制度が開始され、平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」という。)に基づく、再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されると、国土利用計画法第 23 条に基づく太陽光発電を目的とした届出が見られるようになった。

本県における国土利用計画法にかかる届出は、平成 25 年度 39 件、平成 26 年度 92 件、平成 27 年度 98 件、平成 28 年度 118 件と増加し、1 件あたりの平均面積は約 56 千㎡に及ぶ。当届出は、都市計画区域外であれば 1 万㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域で 5 千㎡以上が届出の対象であるが、スケールメリットを考慮した大規模な太陽光発電施設の設置が多く、国立公園区域内の風光明媚な場所などでも設置が行われている。大規模太陽光発電施設の設置は、これまで培われてきた地域環境や観光資源が一瞬にして失われてしまうこともあり、住民による反対運動が起こっている地域も存在する。このような中、国はFIT法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準に、関

係法令・条例等の遵守を求め、違反した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度に改めるとともに、自治体との相談、地域住民とのコミュニケーション、地域への配慮を求める「事業計画策定ガイドライン」を制定した。また、県内においては、伊賀市や大台町が太陽光発電施設の設置に関するガイドライン等を策定するほか、志摩市では「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」、鳥羽市では「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電施設設置の抑制を行うこととなった。さらに、県においても、平成29年6月に「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定し、太陽光発電導入にあたり、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域を示すとともに、FIT法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う上で、地域との調整を実施し、適正に設置されるよう、その手続きをガイドラインで示すこととなった。

#### (4) 土地利用における課題

##### ア 人口減少による県土管理水準の低下

人口減少に伴い、都市部においては市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、利用目的が定かでない更地や遊休化した工場跡地、駐車場等、低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念される。都市郊外に生じた未利用地は、廃棄物の不法投棄の対象になり、草木が生い茂ると不審火や犯罪の温床にもなる。

また、農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等により、農地面積が減少するとともに、耕作放棄地の増大が懸念される。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めていくことが重要となる。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなどの厳しい状況があり、一部に必要な施業が行われない森林も見られ、集約化し林業経営の基盤を強化していくことが重要である。

土地の有効利用を推進するためには、土地の境界や所有者を明確にし、土地売買の円滑化を図ることが重要になるが、都市部では関係者数が多いこと、山村部では相続人の現地不居住などの理由により、地籍整備が進みにくい状況がある。地籍調査事業は、国、都道府県、市町村が事業費を負担し、市町村事業として実施されているが、三重県は全国水準に比して非常に進捗率が低い状況にあり、県と市町は協力して、計画的に事業を進めていく必要がある。

##### イ 自然環境と美しい景観等の保全

人口減少に伴う開発圧力の減少や低・未利用地の発生を機会として、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を行い、持続可能で豊かな暮らしを実現する方策の実行が重要になっている。

一度開発された土地は、その利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系は戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要である。



加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、侵略的外来種の定着・拡大などが懸念される。また、気候変動により、更なる自然環境の悪化や、生物多様性の損失が懸念されることから、これらに対応した自然環境と調和する持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

三重県には、緑豊かな自然や伝統的な社会・文化施設があり、これらを見聞・体験するために全国、また世界各地から人々が訪れており、地域が賑わい、経済・社会が活性化するように、取組が行われてきた。人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承して地域の魅力を高めることによって、個性ある地域が創生され、さらに多くの人々が当該地域を訪れることが見込まれる。これらの関係を保つていくためにも、自然環境と景観等の保全は重要である。

#### ウ 災害に強い県土の形成

三重県では、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波を発生させる南海トラフ地震の近い将来の発生（確率）が高まっている。また、全国的に雨の降り方が局地化、集中化、激甚化するなかで、水害、土砂災害が頻発化、激甚化することが懸念されている。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用の転換が急務となる。

安全で安心できる住生活、地域活動の場は、社会の営みの基盤であり、災害が発生した場合においても、人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化してすみやかに復旧・復興できるように、県土の強靱化を進めていく必要がある。

### (5) 土地利用の基本方向

#### ア 適切な県土管理の実現

人口密度の減少に伴う社会の非効率化を抑制するために、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を、中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制していく必要がある。集約化する中心部では、空き地や工場跡地等の低・未利用地や、空き家、空き店舗等を有効利用することにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域をネットワークで結ぶことによって、必要な機能を享受できるように取組を進める。特に南北に細長い三重県では、情報システムの高度化により、産業振興や生活環境支援等を行い、地域活性化を進めていくことが有効である。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い

手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持または回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、住民の理解を得て事業を進める仕組みづくりの検討が必要である。

森林、原野、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが必要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

#### イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした観光、産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など、都市から地方への人の流れの拡大を図る。

加えて、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した魅力ある地域づくりを推進する。また、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持または回復するための取組を進める。

#### ウ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その

際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。

同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について、災害リスクの低い地域への立地を促すなど、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ保全機能の向上など、地域レベルから県全域までそれぞれの段階における取組を通じて、利用の面からも安全性を総合的に高め、災害に強い県土を構築する。

#### エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

このような取組を進めるにあたっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることが想定される。特に、人為的に管理されてきた土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、土地を荒廃させない取組を進めていくことが、一層重要になる。

県土の適切な管理は、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、土地に多面的な機能を発揮させることで利用価値を高め、人口減少下においても適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫を行うとともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地など、自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など、新たな用途を見いだすことで土地を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような、最適な利用を選択するよう努める必要がある。

#### オ 多様な主体による県土の県民的経営

これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

特に、土地の管理については、このような地域による取組を基本としつつ、多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土利用に関心を持ち、その管理の一端を担う県民参加による県土管理（県土の県

民的経営)を進めていくことが、一層重要となる。そのためには、地域の土地をどのように利用し、持続的に生活の営みを行っていくのか、そのことを鋭意検討し、行動する人材の育成が重要になる。

## 2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用にあたっては、複数の用途が複合する利用を地域類型別に検討することが重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、相互の関係性に鑑み、機能分担や交流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

### (1) 都市

人口減少下においても、必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすいまちづくりを目指すことが重要である。

まちの形成にあたっては、地域の状況等を踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大している市街地についても、集約するように誘導を行う。特に、低・未利用地や空き家等の有効活用により、土地利用の集約化、効率化を図る。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、不特定多数の者が利用する大規模建築物、第1次緊急輸送道路の沿道建築物及び災害時に防災拠点となる庁舎に重点をおいて耐震化を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。

集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街の賑わいを取り戻し、地域住民にとってメリットを実感できる、高齢化にも対応した歩いて暮らせるまちづくりを目指す。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地域が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。加えて、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間における生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりのある都市環境・景観の形成を図る。

### (2) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など様々な機能を有する。このため、農山漁村が国民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産物の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、地域社会の経済循環を保持するように努める。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効となる。住宅の集約化やネットワークの形成には、長期的な展望が必要であり、効率的な土地利用を進めるためにも、長期的な計画を策定していくことが重要となる。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。

同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住など、共生・交流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時において農山漁村の未被災地から被災地への食料供給等、支援システムとして貢献することも期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

### (3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

また、三重県は国立公園が2つ、国定公園が2つ、県立公園が5つあるが、普通地域が多い公園においては、規制の実効性が弱い状況にあることから、自然公園地域としての役割を明確にする方策を進めていく。

### 3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

#### (1) 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・交流などの促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

#### (2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、所有者自らが経営管理を実施できない場合や急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、育林には長期的な時間を要することから、50年、100年といった長期的展望に立った土地利用を計画していく。現在、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えており、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な国民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

#### (3) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場

合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

#### (4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備にあたっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

#### (5) 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図る。

また、整備にあたっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境・景観の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創出に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備にあたっては、自然環境・景観の保全に十分配慮する。

#### (6) 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅の質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。住宅地の整備に際しては、世帯数が今後減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅の有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

#### (7) 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等ともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなって生ずる工場跡地については、土壤汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域及びビオトープなどが、希少な植物や水生生物等の生育・生息場所となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

#### (8) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地については、経済のソフト化・サービス化の進展等に応じて、必要な用地が確保されるように土地利用を図る。

#### (9) 公用・公共用施設の用地

公共施設については、建て替えなどの機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への集約化を促進させる。

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

#### (10) 大規模集客施設用地

大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地を確保する。

#### (11) 低・未利用地

低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山漁村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。再生不可能と判断した荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等、新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め、農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場等、大規模レクリエーション施設の跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。



## (12) 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生する。併せて漂着・海底ごみの対策を図り、汚濁負荷の低減に努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

## 第2章 土地利用の原則

県土の利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域ごとに、それぞれ次の原則に従って、適正に行うものとする。

なお、5地域のいずれにも区分されない地域においては、当該地域及び周辺地域との関連等を考慮して、適正な土地利用を図るものとする。

### 1 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。都市地域の土地利用については、良好な都市環境を確保し、機能的な都市基盤の整備に配慮しつつ、今後の人口減少を見据えた効率的な都市運営を行うため、都市機能や居住地の集約化を促進する適正かつ効果的な土地利用を行う。

#### (1) 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域をいう。以下同じ）

利便性が高く、安全で快適な生活を営めるように、秩序ある計画的な市街地の形成に努め、低・未利用地の活用などを通じて都市機能を集積するとともに、避難地の確保やライフラインの多重化など、災害に強いまちづくりを行う。また、自然環境の保全・景観形成を行い、美しくゆとりのあるまちなみ景観を形成する。

#### (2) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）

市街化を抑制すべき区域であり、原則として都市的な利用を避けるものとする。また、良好な都市環境を保つため緑地等の保全を図るとともに、土地利用の集約化に伴い生じる未利用地等については、計画的に森林や自然公園等其他用途への転換を図るなど、地域全体で調和の取れた土地利用を行う。

#### (3) その他の都市地域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

### 2 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。農業地域の土地利用については、農用地や食料供給源として、県民のもっとも基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を通じて、県土保全、自然環境保全、景観形成及び防災上重要な役割を果たしていることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図り、適正な管理を行う。

また、荒廃農地の発生防止やその解消のため、荒廃農地を再生利用する取組みを進め、農業生産基盤整備事業による圃場の大区画化等により、優良農地を確保するとともに、農地中

間管理事業等により、意欲ある担い手への農地の集積・集約を推進する。

- (1) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。)

直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地であることから、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

- (2) 農用地区域を除く農業地域の農地等

農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は、極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地(以下「優良農地」という。)は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

### 3 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地であり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。森林地域の土地利用については、森林の持つ木材生産等の経済的機能、県土保全、水源涵養、保健休養等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な豊かで潤いのある森林の保全と整備を図る。また、荒廃が進みつつある森林はその再生を図るものとする。

- (1) 保安林(森林法第25条第1項または第25条の2第1項及び第2項の保安林をいう。以下同じ。)

その指定の趣旨に即して、他用途への転用は原則行わないものとする。

- (2) 保安林以外の森林地域

経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地またはこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合は、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

### 4 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び教化に資するものであることから、その役割を明確にしたうえで、

優れた自然景観の保全とその適正な利用を図るものとする。

(1) 特別保護地区（自然公園法第21条第1項により指定された特別保護地区をいう。）

その指定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。

(2) 特別地域（自然公園法第20条第1項または第73条第1項に基づき三重県立自然公園条例第16条により指定された特別地域をいう。以下同じ。）

その風致または景観の維持を図るものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は、極力避けるものとする。

(3) その他の自然公園地域

都市的利用または農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるものとする。

## 5 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(1) 特別地区（自然環境保全法第25条第1項及び第46条第1項に基づき三重県自然環境保全条例第11条により指定された特別地区をいう。）

指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(2) その他の自然保全地域

自然環境を保全するため、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

### 第3章 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

#### 1 都市地域と農業地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合  
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### 2 都市地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### 3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

#### 4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先する。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

### 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

	五 地 域 区 分	都 市 地 域		農 業 地 域		森 林 地 域		自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域	
		及 び 街 用 化 区 域 市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	保 安 林	そ の 他	特 別 地 域	普 通 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区
五 地 域 区 分											
都 市 地 域	市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域										
	そ の 他	×									
農 業 地 域	農 用 地 区 域	×	←								
	そ の 他	×	①	×							
森 林 地 域	保 安 林	×	←	×	←						
	そ の 他	②	③	④	⑤	○					
自 然 公 園 地 域	特 別 地 域	×	←	←	←	○	○				
	普 通 地 域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自 然 保 全 地 域	特 別 地 区	×	←	←	←	○	○	×	×		
	普 通 地 区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

(凡例)

- × 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先します。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図ります。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
- ② 原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。
- ③ 森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。
- ⑤ 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するような調整を図りながら、都市的な利用を図ります。

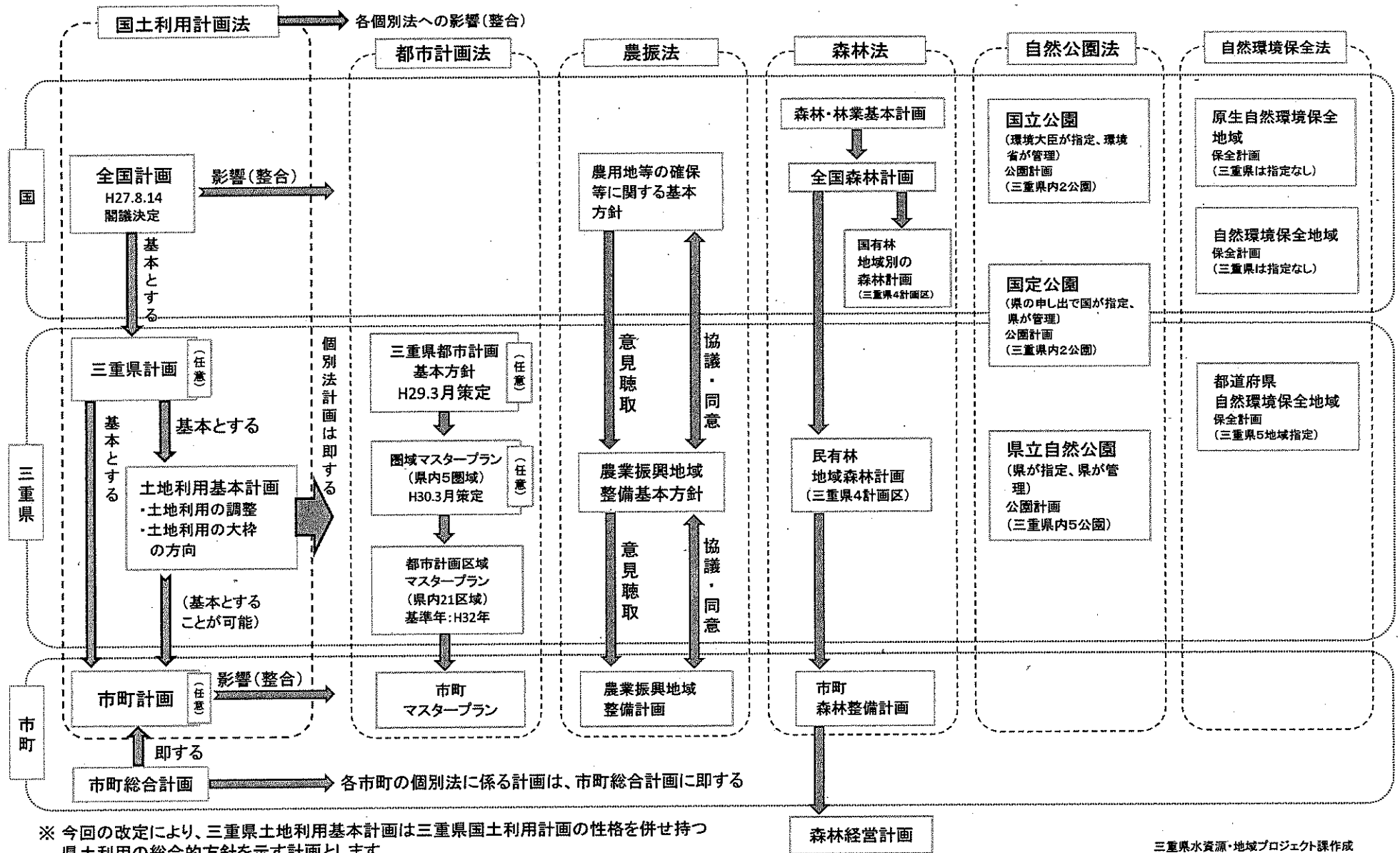
# 参 考 资 料







# 国土利用計画法と個別法及び諸計画の体系



※ 今回の改定により、三重県土地利用基本計画は三重県国土利用計画の性格を併せ持つ県土利用の総合的方針を示す計画とします。

○用語解説

No	頁	よみがな	用語	解説
1	9,12,13	おーぶんすぺーす	オープンスペース	主に都市地域における建築物のない空間をいう。特に、都市公園や緑地等を指すことが多い。
2	2,7	ぐりーんいんふら	グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャー。都市計画において、天候・土壌・植物など自然のはたらきを積極的に活用して、道路や施設などをつくること。
3	2,3,4,5	こうさくほうきち	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいう。
4	1,4,8,13,15	こうはいのうち	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。
5	1	こくさいきよてんこうわん	国際拠点港湾	重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要として政令により定められている港湾(港湾法2条2号)。全国の18港が指定されている。
6		こくどりようけいかく	国土利用計画(全国計画)	国土利用計画法第5条の規定に基づき、全国の区域について定めた国土の利用に関する計画。
7	0	こくどりようけいかくほう	国土利用計画法	限られた資源である国土を、総合的かつ長期的視点に立って有効利用することを目的とした法律。国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する規制等について定める(昭和49年法律第92号)。
8	12	さいそうほうぼくち	採草放牧地	農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に定める採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。
9	1	さすていなぶる	サステイナブル	持続可能であるさま。特に、地球環境を保全しつつ持続が可能な産業や開発などについていう。
10	11,15,18	しがいかくいき	市街化区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
11	15	しがいかちようせいき	市街化調整区域	都市計画法に基づく、市街化を抑制すべき区域のことであり、同区域では基本的に開発行為及び建築物等の立地が制限されている。
12	0,17	しぜんかんきょうほぜんほう	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保、その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された法律(昭和47年法律第85号)。
13	17,19	しぜんこうえん	自然公園	自然公園法によって指定された公園で、「国立公園」「国定公園」「都道府県立自然公園」の総称。
14	0,17	しぜんこうえんほう	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律(昭和32年法律第161号)。
15	4	しんりんけいえいけいかく	森林経営計画	森林法に基づく森林計画制度において、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。
16	0,4,16	しんりんほう	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする法律(昭和26年法律第249号)。
17	7,10,11,16	すいげんのかんよう	水源の涵養	渇水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給すること。
18	11	せいたいけい	生態系	生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係し合っ、生命の循環を作り出しているシステム。
19	16	せぎょう	施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

No	頁	よみがな	用語	解説
20	5	ちせきちょうさ	地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
21	2,8	ちゅうさんかんちいき	中山間地域	農林統計上用いられている地域区分(地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの)のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域のことをいい、平野の外縁部から山間地を指す。
22	1,12,13	ていみりょうち	低・未利用地	土地利用がなされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないもの。特に大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態の土地。
23	4	でんきじぎょうしゃによるさいせいいかのうえねるぎーでんきのちようたつにかんするほうりつ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する法律	電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律(平成23年法律108号)。
24	0	としけいかくほう	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律(昭和43年法律第100号)。
25	0	とどうふけんこくどりようけいかく	都道府県国土利用計画	国土利用計画法第7条の規定に基づき、都道府県の区域について定めた国土の利用に関する計画。
26	7,10	にちいきまよじゅう	二地域居住	都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。
27	0	のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ	農業振興地域の整備に関する法律	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする法律(昭和44年法律第58号)。
28	4,16	のうちちゅうかんかんりじぎょう	農地中間管理事業	離農者や経営規模を縮小する営農者の農地を、農地中間管理機構が一括して借り受け、まとめたうえで、地域の意欲ある担い手に貸し付けを行うことにより、担い手への農地集積と集約化を進める事業。
29	16,18	のうようちいき	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。なお、農用地区域内にある土地については、農業上の用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地など)が指定されており、原則として指定された用途以外の用途に供することはできない。
30	3	のうりんぎょうせんさす	農林業センサス	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査。
31	7	ばいおます	バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には、再生可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたものをいう。
32	13	びおとーぶ	ビオトープ	生物群集の生息空間を示す。生物空間、生物生息空間。
33	16,19	ほあんりん	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
34	15	ようちいき	用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の地域がある。
35	8,9	らいふらいん	ライフライン	市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活を支えるシステムの総称。
36	3	わんすとつぷ	ワンストップ	一度の手続で、必要なことをすべて完了できるように設計されたサービス。

# 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」中間案

平成30年12月

三重県地域連携部

国体・全国障害者スポーツ大会局

## 《目次》

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 現行計画にかかる取組の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 スポーツを取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 国の動向
  - (2) 県内の情勢
- 4 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) 計画のめざす姿
  - (2) 計画の期間
  - (3) 計画の施策体系
- 5 計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第2章 推進施策の取組

- ＜推進施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実＞・・・・・・・・ 8
  - (1) 家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充
  - (2) 体育授業の充実
  - (3) 運動部活動の適正化と充実
- ＜推進施策2 地域におけるスポーツ活動の推進＞・・・・・・・・ 12
  - (1) 県民の皆さんが運動・スポーツに触れる機会の拡充
  - (2) 総合型地域スポーツクラブの育成
  - (3) 高齢者のスポーツ参加の促進
  - (4) 女性のスポーツ参加の促進
  - (5) ビジネスパーソン世代のスポーツ参加の促進
  - (6) スポーツを通じた健康づくり
- ＜推進施策3 競技力の向上＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (1) ジュニア選手及び少年選手の育成・強化
  - (2) 成年選手の育成・強化
  - (3) 女性アスリートのサポート
  - (4) 指導者の養成・確保
  - (5) 競技力向上のための環境整備
  - (6) 競技スポーツを支える仕組みづくり
  - (7) スポーツ・インテグリティの保護・強化

＜推進施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進＞	22
(1) 三重とこわか大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成	
(2) 障がい者スポーツの裾野の拡大	
＜推進施策5 スポーツを通じた地域の活性化＞	26
(1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、スポーツツーリズムの 取組を通じた地域の活性化	
(2) 地域に根ざしたクラブチームの育成・支援	
(3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致	
(4) スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成	
＜推進施策6 施設の整備等＞	30
(1) スポーツ施設の整備	
(2) 県営スポーツ施設の管理運営	
＜推進施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進＞	33
(1) 全国中学校体育大会の開催	
(2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催	
(3) 大規模大会開催のレガシーの継承	

### 第3章 計画の実現に向けて

1 計画の進行管理	36
(1) 部局横断的な取組の推進	
(2) 三重県スポーツ推進審議会による進捗の評価	
(3) 県議会への報告	
(4) 県民の皆さんへの周知・広報	
2 スポーツ関係団体との連携	36
(1) 公益財団法人三重県体育協会	
(2) 一般社団法人三重県レクリエーション協会	
(3) 三重県障がい者スポーツ協会	
(4) 加盟団体との連携	
(5) 三重県スポーツ推進委員協議会	
3 顕彰の実施	38
(1) 地域スポーツの推進にかかる顕彰	
(2) 競技スポーツにかかる顕彰	



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画の策定趣旨

本県では、平成27(2015)年、スポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進することを基本的な考え方として、県民がスポーツの価値を広く享受し、「県民力を結集した元気なみえ」をめざす姿とする「三重県スポーツ推進条例」(以下、「条例」という。)を施行しました。

そして、条例のめざす姿を実現し、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「三重県スポーツ推進計画」(以下、「現行計画」という。)を策定し、平成30(2018)年までの4年間を計画期間として、子どもの体力向上や地域におけるスポーツ活動の推進、競技力の向上、障がい者スポーツの裾野の拡大等に取り組んできました。

また、平成30(2018)年に開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)に続き、平成32(2020)年の全国中学校体育大会、平成33(2021)年の第76回国民体育大会(以下、「三重とこわか国体」という。)及び第21回全国障害者スポーツ大会(以下、「三重とこわか大会」という。)と、大規模なスポーツ大会が本県で連続して開催されます。これを絶好の機会と捉えて、平成29(2017)年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」として、より一層スポーツの推進に向けた取組を進めることとしています。

このため、平成33(2021)年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会を見据え、現行計画における取組の検証や、スポーツを取り巻く状況の変化をふまえて、平成31(2019)年度以降の本県のスポーツの推進に関する取組を「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」(以下、「本計画」という。)として策定するものです。

### 2 現行計画にかかる取組の検証

現行計画に基づき、子どもの体力や競技力の向上、スポーツを通じた地域の活性化、施設の整備等に取り組まれました。本県が継続して実施している調査(e-モニター)によると、スポーツで夢や感動が育まれていると感じる県民の割合は80%台を維持しています。

#### 【施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実】

体育担当教員への研修による体育授業の充実や、運動部活動顧問への研修による指導力の向上、外部指導者の部活動への派遣等の取組により、全国調査における体力合計点の全国との比較(小学5年生男女及び中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)が、平成26(2014)年度から平成29(2017)年度にかけて44.5から48.8まで上昇する等、確実に取組の成果がみられます。

学校における取組は着実に進んでいますが、今後、目標を達成するためには、学校だけでなく保護者に対して運動の重要性を啓発・情報発信する必要があります。

## 【施策2 地域におけるスポーツ活動の推進】

スポーツ推進月間の設定や各種スポーツイベントの開催、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関する取組等を実施し、県民がスポーツに親しむ環境の整備に努めました。目標であるスポーツ実施率は過去数年50%台となっています。

特に男女とも、30～40歳代の実施率が低い（30歳代：38.9% 40歳代：42.5%）ことから、仕事や育児・家事等が忙しい“ビジネスパーソン世代”の実施率の底上げを図る必要があります。

## 【施策3 競技力の向上】

競技力の向上に向けて、各世代別の選手や運動部・チームの育成・強化にかかる各種支援等を行いました。

平成30(2018)年の福井国体では、男女総合成績は20位となり、取組の成果は着実に現れてきていますが、目標としていた10位台にはあと一步届きませんでした。

また、ジュニア・少年世代では、優れた指導者の育成や指導体制の整備、成年では、よりレベルの高い選手の県内定着及び競技環境等の整備が課題となっています。

三重とこわか国体に向けて、重点的かつ戦略的に競技力向上の取組を進める必要があります。

## 【施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進】

障がい者スポーツ指導員や審判員等、障がい者スポーツを支える関係者の計画的な養成、また、障がい者スポーツ競技団体への支援等の取組を行い、障がい者スポーツの理解・促進につなげることができました。

三重とこわか大会の開催に向けて、これまでの取組を継続して行い、障がい者スポーツの普及・啓発と参加意欲の向上、障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実を図る必要があります。

## 【施策5 スポーツを通じた地域の活性化】

スポーツ大会等のイベントにより地域活性化に取り組む市町に対して、アドバイザーの派遣や、総合型スポーツクラブ等におけるトップチームの活用促進等、スポーツを通じた地域活性化の取組が継続・拡充するよう支援しました。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に取り組み、誘致実現やホストタウンへの展開等、徐々に進みつつあります。

今後、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催後も見据えて、スポーツを通じた地域活性化の取組を支援・促進していく必要があります。

## 【施策6 施設の整備等】

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県営スポーツ施設について必要となる大規模改修や、「三重県スポーツ施設整備計画」に基づいて創設した補助金制度を活用し、市町の拠点施設等の整備を進めました。

今後も引き続き、より多くの県民の皆さんがスポーツ施設を利用できるよう、必要な施設の整備や、利用者の満足度向上と効果的・効率的な運営、施設機能の維持、向上につながる取組を継続して進める必要があります。

### 【施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進】

全国高等学校総合体育大会(インターハイ)や三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめとした、大規模なスポーツ大会の開催準備を着実に進めることができました。

全国高等学校総合体育大会では、本県で総合開会式と14競技15種目が実施され、本県選手の活躍もあり、スポーツへの関心、機運が大いに高まりました。また、三重とこわか国体では、県民誰もが参加できるデモンストレーションスポーツ等も含め、県内全29市町で1つ以上の競技を行うこととなりました。

今後も引き続き準備を進め、大規模大会開催のレガシー(遺産)を次世代に引き継ぐことで、開催を一過性のものとせず、県民のスポーツへの関心を継続させる必要があります。

## 3 スポーツを取り巻く環境の変化

現行計画策定後における、スポーツを取り巻く環境の変化は次のとおりです。

### (1) 国の動向

#### 【スポーツ庁の創設と「第2期スポーツ基本計画」の策定等】

国においては、平成23(2011)年に施行された「スポーツ基本法」のもと、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツ立国の実現をめざすとしています。

また、平成27(2015)年には、スポーツ庁の創設により、スポーツ行政を総合的・一体的に推進する体制が整えられました。

さらに、平成29(2017)年に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツの推進に留まらず、「スポーツの価値」の向上に重点を置いた取組が進められています。

この計画では、すべての人がスポーツに関わり「スポーツの価値」を向上させ、「一億総スポーツ社会」の実現をめざし、また異分野との連携・協働を積極的に進めることで「スポーツの価値」を具現化し、医療費の抑制や地方創生、共生社会の実現、地域活性化といった、「社会の課題解決に貢献」することが、新しい視点として取り入れられています。

#### 【運動部活動のガイドライン策定】

平成30(2018)年、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するため、運動部活動の休養日設定や1日当たりの活動時間の目安、地域のスポーツクラブとの連携等が示されており、地域や学校、競技種目等に応じて、運動部活動が多様な形で適切に実施されることをめざしています。

## 【東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けたスポーツへの関心、

### 機運の高まり】

平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、実施種目や競技会場、大会エンブレム、マスコットの選定等、準備が進められています。昭和 39 (1964) 年に開催された前回の東京オリンピック・パラリンピック競技大会以後、56 年ぶりに開催される国内での夏季オリンピックに向けた、スポーツへの関心、機運はこれまで以上に高まっています。

さらに、平成 31 (2019) 年に「ラグビーワールドカップ」、平成 33 年 (2021) 年には「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」と世界規模の大規模スポーツ大会が連続して日本で開催され、スポーツへの注目がより集まることが予想されます。

また、平成 28 (2016) 年のリオデジャネイロパラリンピック、平成 30 (2018) の平昌パラリンピック等、国際大会での日本人選手の活躍により、障がい者スポーツに対する注目も集まっています。

## (2) 県内の情勢

### 【大規模大会の開催によるスポーツ推進の好機】

本県では、平成 30 (2018) 年に全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) が開催されました。さらに、平成 32 (2020) 年に全国中学校体育大会、平成 33 (2021) 年には三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を控えています。平成 29 (2017) 年からの 5 年間でスポーツ推進の好機である「みえのスポーツイヤー」と位置づけ、県民の皆さんの一体感を醸成し、地域の活性化につなげていくため、さまざまな取組を進めており、県民の皆さんの関心や機運が高まりつつあります。

大規模大会の開催に向けて、引き続き市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で着実に準備を進めることで、「みえのスポーツイヤー」を成功につなげることが求められています。

### 【地域のスポーツ資源を活用した取組】

近年、地域のスポーツ資源を活用した新たな取組が県内各地で展開されつつあります。その場所でしか体験できないスポーツ資源を生かし、サイクリング、マリンスポーツ、トライアスロン等をテーマとして、環境の整備や大規模大会の開催等、地域活性化につながる取組が行われています。

また、地域のスポーツ資源として、クラブチームの活動も挙げられます。平成 29 (2017) 年には、本県をホームタウンとする「ヴィアティン三重」が日本フットボールリーグに昇格し、Jリーグへの参画をめざして活動しています。同年には、女子 7 人制ラグビーチーム「パールズ」が全国大会を制する等、今後の活躍が期待されます。

## 4 計画の基本方針

現行計画で残された課題と環境の変化をふまえつつ、本計画を策定することとしました。

### (1) 計画のめざす姿

本計画は、条例のめざす姿である、スポーツの持つ価値を県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体で共有しながら、「県民力を結集した元気なみえ」を実現するため、県が行う具体的な取組を整理したものです。

### (2) 計画の期間

現行計画の期間が、三重とこわか国体・三重とこわか大会後の平成 34 (2022) 年までの 8 年間を見据えて、平成 27 (2015) 年度から平成 30 (2018) 年度までの 4 年間とされていることから、本計画の期間は平成 31 (2019) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 4 年間とします。

### (3) 計画の施策体系

本計画の推進施策は、条例の第 2 章「スポーツの推進に関する基本となる施策」で定める「子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実」、「地域におけるスポーツ活動の推進」、「競技力の向上」、「障がい者によるスポーツ活動の推進」、「スポーツを通じた地域の活性化」の 5 つの基本政策に対応して位置づけを行いました。

さらに、本県のスポーツ推進の好機である平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催に向けた取組を、「施設の整備等」「大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進」として位置づけ、7 つの推進施策を柱として整理しました。めざす姿の実現に向けて、それぞれの推進施策が密接に関係しながら取組を進めていきます。

## 5 計画の特徴

本計画に基づきスポーツ推進の取組を進める中で、特に重点的に取り組むポイントは、次の 3 つです。

### 【1 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功】

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、県民の皆さんが両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で開催準備と大会運営に万全を期していきます。さらに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、国体後も競技力が引き続き維持されるよう、人材の定着や競技環境等の整備に努めます。

### 【2 障がい者スポーツの裾野の拡大】

県では、ボッチャ国際大会の開催(平成 30 (2018) 年 3 月)や英国パラスイミングチームの合宿(平成 30 (2018) 年 9 月)、日本パラ水泳選手権大会(平成 30 (2018) 年 12 月)の誘致を行うなど、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めており、これらの取組に引き続き、三重とこわか大会を開催することで、県民の皆さんの障がい者スポーツへの関心をより一層高めるとともに、

障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図ります。

そして、共生社会の実現に向けて、障がいのある人がスポーツを通じて、自己の能力を最大限発揮し、自己実現をめざすことができるよう取り組みます。

### 【3 大規模大会のレガシー（遺産）を継承】

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組（事前キャンプ地誘致、聖火リレー等）に「オール三重」で取り組むことで得られる有形・無形のレガシーを広く継承し、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていきます。

## 第2章 推進施策の取組

### ○推進施策の記載内容について

推進施策では、下記の内容を記載しています。

#### <推進施策の基本的な取組方向>

推進施策の取組概要を記載しています。

#### <現状と課題>

計画策定にあたっての現状と課題について記載しています。

#### <取組内容>

取組の方向性を記載しています。

#### <平成34(2022)年度の到達目標>

目標項目、数値目標、目標項目の説明、目標値の選定理由を記載しています。

## ＜推進施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

子ども（※）の時期に培われる柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力、さらにこの時期に身に付けた運動習慣は、生涯にわたって健康の保持や増進に重要な役割を果たすとともに、意欲や気力の充実に大きく関わる活動の源となります。また、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められます。

本推進施策では、子どもが運動・スポーツを好きになり、自ら日常的に体を動かす習慣を身に付けるための取組を推進することで、体力の向上とスポーツ活動の充実にめざしていきます。

### ＜現状と課題＞

外遊びをする場所が減っていること等、子どもを取り巻く生活環境が大きく変化する中で、子どもが遊びや地域の活動等を通じて、運動・スポーツをする機会が大幅に減少しています。

スポーツ庁の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本県の子どもの体力は上昇傾向にありますが、全国平均と比較すると低くなっています。また、小学校では、運動習慣のない子どもが一定数おり、中学校では、運動習慣のある子どもと、そうでない子どもの二極化傾向が見られます。

このような状況に対応するため、家庭や地域と連携し、子どもが運動・スポーツをする機会を拡充する取組が求められています。

また、学校では、子どもが運動・スポーツの楽しさや喜びを知り、体を動かすことが好きになるような体育の授業をめざして、授業の工夫や改善を進めるとともに、子どもが日常的に運動・スポーツをする機会を増やす取組や、家庭や保護者を対象に、運動習慣の重要性を普及・啓発する取組が必要です。

さらに、子どもが自らの体力や運動能力に関心を持ち、意欲的に運動・スポーツに取り組めるよう、新体力テスト（スポーツ庁が実施する体力・運動能力テスト）の結果を子どもたち一人ひとりの「体力の成長記録」として有効に活用し、家庭や保護者とも情報を共有することが重要です。

学校教育の一環として行われる適切な運動部活動は、子どもが、運動・スポーツの楽しさや喜び、豊かな学校生活を経験できる貴重な活動であるとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養、さらには良好な人間関係を培う等、子どもの心身の成長に大きな役割を果たします。

一方、適切に休養日・活動時間が設定できていないことや、教員の負担軽減等の観点から、国において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、運動部活動の在り方が大きく変わろうとしています。



運動部活動の適正化を図りつつ、子どもが意欲的に活動に取り組むことができるよう、指導者の充実と指導力の向上や、運動部活動に取り組む子どもへの支援を通じて、運動部活動を活性化させる必要があります。

### ＜取組内容＞

#### （１）家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充

地域では、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、レクリエーション活動団体等、子どもがスポーツに親しむ機会が多くあります。市町等と連携して、これらの機会を生かして、家庭で運動・スポーツに親しむこと等、地域での子どもの運動機会の拡充をめざします。また、家庭・保護者等を対象にした普及・啓発を行い、子どもの運動習慣の定着を図ります。

- ① 三重県スポーツ推進条例に基づき毎年９月、１０月に設定するスポーツ推進月間では、幼児期の子どもを含め、家庭で運動・スポーツに親しむためのイベントの開催や、（一社）三重県レクリエーション協会等と連携して、子どもが気軽に参加でき、家庭で楽しめるレクリエーションの普及に努めていきます。

また、より多くの県民の皆さんが運動・スポーツに親しむことができるよう、ホームページや広報紙等を活用し、わかりやすい情報の提供を進めていきます。

- ② 家庭・保護者等を対象とした、イベントや講演会を開催し、子どもの健康・体力の向上や、運動習慣の重要性、その取組方法に関する普及・啓発を行うことで、子どもの運動習慣の定着を図ります。

#### （２）体育授業の充実

子どもが、体育の授業を通じて運動・スポーツの楽しさや喜びを知り、体を動かすことが好きになるよう、教員の指導力向上を図るとともに、新体力テストの結果を子どもたち一人ひとりの「体力の成長記録」として有効に活用するよう、学校の取組を促進します。また、家庭・保護者等を対象に普及・啓発を行い、子どもの運動習慣の定着を図ります。

さらに、子どもの運動習慣の定着には、遊びを通じた幼児期の運動が重要であるため、保育所・幼稚園・認定こども園等において、子どもが遊び等を通じて運動習慣を身に付けることができるよう取組を進めます。

- ① 子どもが運動・スポーツの楽しさや喜びを十分に味わえる魅力的な体育の授業が行われるよう、体育担当教員を対象とした研修会を充実し、教員の指導力向上を図ります。
- ② 子どもの体力向上に向けた学校の取組を推進するため、各学校における体力向上の目標設定や計画づくり等を促進します。

- ③ 子どもたち一人ひとりの「体力の成長記録」を作成し、その活用を進めるため、各学校における新体力テストの継続的な実施を促進します。

また、「体力の成長記録」は、家庭・保護者等と共有し、教員を通じて家庭・保護者等に対する運動の重要性やその取組方法に関する普及・啓発を行うことで、子どもの運動習慣の定着を図ります。

- ④ 保育所・幼稚園・認定こども園等において、外遊びや運動遊び等により、子どもが楽しみながら運動習慣を身に付けることができる取組を進めます。また、運動・スポーツを楽しく、安全に指導することができるよう、保育士、保育教諭や幼稚園教諭等を対象とした研修会を実施するとともに、外部指導者の活用に努めます。

### (3) 運動部活動の適正化と充実

運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切で効果的な活動となるよう、三重県では平成 30 (2018) 年「三重県部活動ガイドライン」を策定しました。また、指導者を対象とした研修会等を通じて指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ人材を部活動指導員や外部指導者として学校に派遣します。さらに、全国中学校体育大会の支援や開催を通じて、運動部活動の充実と活性化を図ります。

- ① 運動部活動にスポーツ医・科学の視点を取り入れ、競技の特性や、発達段階に応じた適切で効果的な活動となるよう、活動内容の適正化を図ります。また、複数校による合同チームの編成等、運動部活動の円滑な運営を支援します。
- ② 運動部活動が適切かつ効果的に運営され、生徒が意欲的に活動できるよう、指導者を対象とした研修会を開催し、指導力の向上を図ります。
- ③ 運動部活動の指導を充実させるため、専門性を有する地域の指導者を運動部活動の部活動指導員及び外部指導者として学校に派遣します。
- ④ 全国中学校体育大会の開催により、運動部活動の活性化を図るとともに、全国大会等に出場する生徒の活動を支援します。
- ⑤ 平成 32 (2020) 年の全国中学校体育大会の開催を、本県におけるスポーツの推進につなげるため、関係機関・競技団体等との連携を進め、心に残る感動あふれる大会の開催をめざします。
- ⑥ 運動部活動に関する県民の皆さんの関心を高め、活動する生徒及び指導者の意欲を向上させるため、優秀な成績を収めた生徒及び指導者を表彰するとともに、運動部活動の積極的な情報発信に努めます。

#### ※ 子ども

「三重県子ども条例」(平成 23 (2011) 年 4 月 1 日施行) 第 2 条に規定する「18 歳未満の者」をいいます。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果	48.81	51.0	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国との比較（各都道府県別の平均値を母集団とする本県平均値の偏差値：小学校 5 年生男女及び中学校 2 年生男女の平均値）

＜目標項目の選定理由＞

本県の子どもの体力状況を全国と客観的に比較し、全国平均まで向上させる観点から、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

「三重県教育ビジョン」に定める平成 31 (2019) 年の目標値を達成し、その後も目標値を維持するものとして設定しました。

## ＜推進施策2 地域におけるスポーツ活動の推進＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

運動・スポーツは、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが親しむことができるものです。また、国の「第2期スポーツ基本計画」では、すべての人々が運動・スポーツを「する」「みる」「支える」ことで、「スポーツの価値」を向上させ、一億総スポーツ社会をめざすとしています。

本推進施策では、県民の皆さんが運動・スポーツに触れて、親しむための機会の創出や、地域でのスポーツ推進の核となる総合型地域スポーツクラブ（※1）での取組と連携しながら、運動・スポーツに親しむ人々の拡大を図ります。また、ライフステージに応じた運動・スポーツによる健康づくりを進め、誰もが健康に暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

### ＜現状と課題＞

本県の「e-モニター」の調査結果では、「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」は、50.2%（平成29（2017）年度）となっています。調査結果の傾向として、年代では30～40歳代のビジネスパーソン世代（※2）の運動・スポーツ実施率が低迷し、また、性別では男性と比較して女性の実施率が低くなっています。国の「第2期スポーツ基本計画」では、「成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率」の目標値は65%程度とされており、実施率の底上げには、特に実施率が低い世代や、女性に特化した対策を取ることが必要です。

スポーツを通じた市町相互の交流、連携の促進や、県内スポーツのさらなる推進をめざして開催してきました「美し国三重市町対抗駅伝」では、沿道での応援、ゴール地点での来場者数はここ数年15万人を超えており、家庭や地域に一体感をもたらすスポーツイベントとなっています。スポーツイベントを通じて、家庭や地域での一体感の醸成が期待できることから、このようなイベントを継続して開催することが重要です。

総合型地域スポーツクラブについては、県内で64のクラブが設立されており、約27,000人の会員が活動をしています。会員構成をみると、女性の割合が半数以上を占めており、60歳以上の方の割合が3割程度となっています。このことから、総合型地域スポーツクラブが、女性や高齢者が運動・スポーツに親しむための場として有効に機能していると考えられます。そのため、総合型地域スポーツクラブの育成と、安定した運営に向けた支援を通じて、誰もが運動・スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

これらをふまえ、県民の皆さんが運動・スポーツを「する」「みる」「支える」ことに積極的に取り組めるよう、特に運動・スポーツ実施率が低い30～40歳代のビジネスパーソンや女性を中心として、実施率低下の原因を的確に分析するとともに、効果的な啓発等の対策を講じることが急務となっています。

また、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、すべての県民の皆さんが気軽に運動・スポーツに取り組める環境の整備が必要です。

### ＜取組内容＞

#### （１）県民の皆さんが運動・スポーツに親しむ機会の拡充

より多くの県民の皆さんが運動・スポーツに親しむための機会として、「みえスポーツフェスティバル」や「スポーツ推進月間」における取組を進め、あらゆる世代が運動・スポーツに親しむことや、子どもを交えて家庭で運動・スポーツに親しむための取組を進めるとともに、効果的な情報発信を進めていきます。また、家庭や地域に一体感をもたらすイベント等を開催します。

- ① 三重県スポーツ推進条例に基づき、毎年９月、１０月をスポーツ推進月間として設定します。推進月間では、より多くの県民の皆さんが運動・スポーツに親しむことができるよう、キックオフイベントや、(一社)三重県レクリエーション協会等と連携した「みえスポーツフェスティバル」等のイベントの開催、散歩や階段の積極的な利用等、日常的に気軽に体を動かすことを通じた運動・スポーツの普及・啓発をするとともに、ホームページの活用等効果的な情報発信を進めます。
- ② 「美し国三重市町対抗駅伝」等の、県民の皆さんの一体感を醸成するスポーツイベントを開催します。なお、イベントの開催にあたっては、飲食ができる物産展を行う等、家族も楽しむことができる要素を取り入れるよう努めます。

#### （２）総合型地域スポーツクラブの育成

みえ広域スポーツセンター※<sup>2</sup>と関係団体、市町等が連携・協働し、総合型地域スポーツクラブの安定した運営に向けた支援をしていくことで、各クラブの課題解決を図り、子どもから高齢者まで世代や性別に応じて運動・スポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

- ① クラブアドバイザーが、市町や総合型地域スポーツクラブを訪問し、現状や課題を把握するとともに、効果的・継続的な支援を行い、誰もが地域のスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを進めていきます。  
また、関係団体等と総合型地域スポーツクラブの支援体制について協議し、連携・協働による支援体制づくりを進めます。
- ② 総合型地域スポーツクラブ相互の交流・連携に加え、関係団体との交流・連携を促すことにより、総合型地域スポーツクラブの自立的な運営や活性化を支援します。

#### （３）高齢者のスポーツ参加の促進

少子高齢化の進行により、高齢者が増加していることから、より多くの高齢者が運動・スポーツに親しむことができるよう、運動・スポーツに参加する機会の提供に努めます。

- ① より多くの高齢者の運動・スポーツへの参加を促すため、(一社)三重県レクリエーション協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、高齢者が親しみやすいレクリエーションや運動・スポーツへの参加を促進するとともに、ホームページや広報紙等を用いた、効果的な情報発信を行います。
- ② 運動・スポーツは高齢者の健康増進に資する等、さまざまな価値があることから、県の各部局で運動・スポーツに関わる取組が進められています。高齢者の心身の健康増進や生きがいづくり等、各部局で進められている取組と連携しながら、高齢者が運動・スポーツに親しむことができるよう取組を進めます。

#### (4) 女性のスポーツ参加の促進

女性は、中学校や高等学校での運動部活動への参加率が低く、また、結婚や出産、子育て等により、運動・スポーツに親しむ機会が少なくなる傾向があります。

運動・スポーツは健康増進に資すること、また子育て期の女性が子どもとともに運動・スポーツに親しむことで、子どもが幼児期に運動・スポーツに親しむことが期待できること等から、より多くの女性が運動・スポーツに親しむことができるよう、参加機会の提供に努めていきます。

- ① 家事や子育てをしながら、スポーツに親しむことができるよう、子どもと一緒に運動できるイベント等を実施します。また、みえスポーツフェスティバルでは、種目団体と連携しながら、母親と子どもが一緒に参加しやすいイベントとなるよう取り組んでいきます。
- ② 総合型地域スポーツクラブには、多くの女性会員が参加しています。総合型地域スポーツクラブの運営に女性が参画することで、より女性が参加しやすい、親しみやすい取組が期待できるとともに、子育て期の女性等、新たな会員の増加が期待できることから、先進事例の調査研究等を行います。

#### (5) ビジネスパーソン世代のスポーツ参加の促進

これまで仕事や育児・家事等が忙しく、運動・スポーツに取り組む機会の少なかった30～40歳代のビジネスパーソン世代が、気軽に運動・スポーツに親しむことができるよう、意識の向上を促進するとともに、環境の整備を行います。

- ① ビジネスパーソン世代が、それぞれのライフスタイルにあわせて運動・スポーツに取り組むことができるよう、仕事や育児・家事等の合間にできるウォーキングや体操等の普及・啓発や、運動・スポーツに対する意識の向上を図ります。
- ② 働き方改革やワーク・ライフ・バランス、健康経営に取り組む民間事業者を対象としたセミナーの開催や、優良事例等の情報発信を行うことで、ビジネスパーソン世代が運動・スポーツに取り組むことができる環境の整備を支援します。

## (6) スポーツを通じた健康づくり

本県の健康づくりの基本施策である「三重県健康づくり推進条例」や、それに基づく「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、県民がライフステージに応じて、運動・スポーツを通じた健康づくりを進め、さらには健康寿命を伸ばすことにつながるよう、市町や関係団体等と連携しながら、情報発信やイベントの開催等の取組を進めます。

- ① 広報紙やホームページ等の活用による情報発信や、イベントの開催により、スポーツや運動習慣の重要性を周知し、誰でも日常的に取り組むことができ、健康づくりにつながる効果的なスポーツプログラムの普及・啓発に努めることで、ライフステージに応じたスポーツや運動習慣の定着・拡大を図ります。
- ② 日々の運動やスポーツイベント、地域活動への参加、各種健康診査の受診等、県民の皆さんが行う健康づくりの活動に対してポイントを付与し、ポイントによって特典が得られる「健康マイレージ事業」を市町や事業所等の関係団体と連携して実施し、健康の“見える化”を図るとともに、地域全体で健康づくりに取り組みます。

### ※1 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

### ※2 ビジネスパーソン世代

特にスポーツ実施率が低い30～40歳代。普段は仕事や家事、育児等で忙しく、運動やスポーツに対してまとまった時間が取りにくい世代。

### ※3 みえ広域スポーツセンター

総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、「三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課」内に置いた県の機能。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
成人の週 1 回以上の運動・スポーツの実施率	43. 2%	65. 0%	みえ県民意識調査において、1 週間に 1 回以上、運動・スポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボール等）を実施している県民（成人）の割合

＜目標項目の選定理由＞

地域スポーツ推進の取組を通じて、県民がスポーツに親しみ、スポーツを「する」人の拡大をめざす観点から、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

「三重県スポーツ推進計画」に掲げる目標値が未達成であるため、引き続き同様の目標値を設定しました。



## ＜推進施策3 競技力の向上＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

競技スポーツの推進に取り組むことは、本県選手等が、オリンピック競技大会等の国際大会や全国規模の大会で活躍することにつながり、県民の皆さんに夢と感動を届けるとともに、一体感を醸成し、郷土への思いをともにすることができます。

本推進施策では、ジュニア（※1）から、少年（※2）、成年（※3）までの本県選手等の育成、強化や指導者の養成、確保、スポーツ環境の整備、競技スポーツを支える仕組みづくりに取り組み、本県の競技力の向上を図り、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得をめざすとともに、国体後も競技力を維持できるようにしていきます。

### ＜現状と課題＞

本県では、平成25（2013）年5月に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」を設置し、国内外の大会で活躍できる本県選手等の育成に取り組み、競技力の向上を図っています。あわせて、「三重県競技力向上対策基本方針」を策定し、平成33（2021）年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて競技力の向上が図られるよう、また、大規模大会終了後も安定的な競技力が維持されるよう、取り組んでいます。

これまでの取組の結果、本県選手等が、オリンピック競技大会等の世界の舞台で活躍し、国内においても、全国大会における入賞数は増加しつつありますが、競技力の向上には伸び悩みもみられます。三重とこわか国体に向けて、重点的かつ戦略的に競技力向上の取組を進める必要があります。

子どもたちは、オリンピック競技大会等の国際大会や全国大会等で活躍する可能性を秘めています。国内の大会はもとより、世界の舞台で活躍する将来の本県選手等を育成するため、早期に子どもの才能を見出し、育成、強化に取り組む必要があります。

本県の競技力を向上させ、大規模大会終了後も競技力の維持を図るためには、本県選手等の強化活動を充実することとあわせて、このようなトップアスリートが本県に定着できるような取組が必要です。このことにより、アスリートとしての経験や知識をもとに、後進の育成や地域での指導に力を発揮する等、スポーツの裾野を拡げ、その能力が地域社会に還元されることが期待されます。

本県に関わりのある多くの女性アスリートが、国内外の舞台で大きな活躍をしています。女性アスリートには、結婚や出産、子育て等を経て、競技を継続することが困難になることがある等、特有の課題がありますが、女性が継続して競技を行うことができるよう、サポート体制を整えていく

必要があります。また、女性指導者やそれを支える女性スタッフの養成等に取り組む必要があります。

アスリートの育成、強化の取組とあわせて、競技力の向上のためには、指導者の指導

力向上を図るとともに、優秀な指導者やスタッフを養成、確保する必要があります。

競技団体が行う競技力向上の取組の環境を整えるため、各競技に必要な競技用具等の整備を計画的に進めていく必要があります。

本県選手等が活躍するためには、競技団体等関係者の取組だけでなく、県民や企業等の皆さんの関心と理解を深め、スポーツを「みる」、「支える」取組が重要です。

また、競技力の向上とあわせ、スポーツ・インテグリティ（※4）の保護・強化のため、競技スポーツにおける選手や指導者、競技団体等のコンプライアンスの遵守やガバナンスの強化に向けた取組が求められます。

## <取組内容>

### （1）ジュニア選手及び少年選手の育成・強化

未来のトップアスリートの育成を図るため、ジュニア・少年選手の強化指定及び支援を行うとともに、運動部、ジュニアクラブの強化活動を支援し、ジュニア選手から少年選手まで一貫した育成・強化を図ります。

- ① 将来有望なジュニア選手を強化指定するとともに、各競技団体が実施する強化活動への支援を行います。
- ② 県民の皆さんからの寄附金を財源として、将来、オリンピック競技大会等の国際大会で活躍が期待できるジュニア・少年選手を強化指定し、強化活動への支援を行います。
- ③ 全国大会等で活躍が期待できる運動部、ジュニアクラブを強化指定し、強化活動への支援を行います。

### （2）成年選手の育成・強化

オリンピック競技大会等の国際大会や全国大会等で活躍できる成年選手を育成・強化するため、本県出身の選手等の支援を進めるとともに、成年選手の県内定着に向けた取組と強化活動への支援を進めます。

また、大会等で活躍した選手が競技生活を終えた後も指導者等として活躍できるよう支援を進めます。

- ① 全国大会等で活躍が期待できる成年選手を強化指定し、強化活動への支援を行います。
- ② トップアスリートが県内に定着できるよう、競技団体と連携し、県内企業等の協力を得て選手の県内受入を拡大するとともに、県内に定着したアスリートが今後の国民体育大会等の大会で活躍できるよう、競技環境の整備を進めます。
- ③ 全国大会等で活躍が期待できる大学運動部、企業・クラブチームを強化指定し、強化活動への支援を行います。
- ④ 大会等で活躍した選手が競技生活を終えた後も指導者等として活躍し、その能力を地域社会に還元できるよう、スキルアップ支援等を進めます。

### (3) 女性アスリートのサポート

女性アスリートが継続して競技を行うことができるよう、女性アスリートのサポート、女性指導者の養成等に取り組みます。

- ① 女性アスリート特有の疾患、スポーツによる障がい等に対する知識の習得と意識の向上を図るため、女性アスリートや指導者、保護者を対象とした研修会の開催や情報共有の場づくり等を行います。
- ② 女性アスリートが継続して競技に取り組むことができるよう、出産や子育て等の際して競技を続けるうえで必要となる周囲のサポート方法について検討するとともに、女性指導者やそれを支える女性スタッフの養成等に取り組みます。
- ③ 平成28(2016)年以降、新たに追加された国民体育大会女子種別の競技・種目にかかる本県選手等の発掘、育成の取組を進めるとともに、女性が活動するクラブチームを支援します。

### (4) 指導者の養成・確保

指導者の資質向上を図るため、品格や資質を兼ね備えた指導者の養成をめざした講習等を充実させるとともに、専門スタッフを派遣・配置することで指導体制の構築に取り組みます。また、競技実績または指導実績を有する優秀な指導者を確保するとともに、スポーツ医・科学等のサポートスタッフを養成・確保し、各競技団体の指導体制の充実に取り組みます。また、これらの取組を通じて、三重とこわか国体後も競技力の維持を図ります。

- ① 本県を代表する競技チームの監督やコーチ等の指導者を対象に、コーチングやチームビルディング(※5)等、競技力向上に必要な理念や考え方を修得するためのコーチアカデミーを実施します。
- ② コーチアカデミーを受講した指導者を対象として、スポーツ医・科学、メンタルトレーニング等、競技力向上に必要な知識や技能を持つ専門スタッフを派遣・配置し、指導体制を構築します。
- ③ 国際大会や全国大会等で活躍している現役選手を、スポーツ指導員として年間を通じて配置し、ジュニア選手、少年選手の競技力向上と指導者の資質向上を図るとともに、スポーツ医・科学、メンタルトレーニング等のサポートスタッフを養成・確保し、競技団体の指導体制の充実を図ります。

### (5) 競技力向上のための環境整備

競技団体の強化活動を充実させるため、また県内に定着したアスリートが国内外の大会で活躍できるよう、競技環境の整備を進めます。

- ① 県内に定着したアスリートが、国民体育大会をはじめとする国内外の大会で長きにわたって活躍できるよう、競技環境や練習環境の整備を進めます。

- ② 安定的な競技力向上を図るため、大会等において必要となる競技用具を計画的に整備します。

#### (6) 競技スポーツを支える仕組みづくり

三重とこわか国体での本県選手の活躍に向けて、県民の皆さんや企業等の理解と支援を拡げる取組を進めます。

- ① 県民の皆さんや企業等のさまざまな主体が、スポーツへの関心を高め、理解を深め、競技スポーツに対する支援を拡げていくため、募金等で支援を行った選手の活躍をホームページや広報紙等で広く周知します。

#### (7) スポーツ・インテグリティの保護・強化

本県におけるスポーツの誠実性・健全性・高潔性を高め、スポーツの価値の向上を図るため、選手や指導者、競技団体等のコンプライアンスの遵守やガバナンスの強化等に関する取組を進めます。

- ① 選手や指導者等を対象に、フェアプレー精神やアンチドーピングの徹底、ハラスメントや暴力行為の排除、コンプライアンスの遵守等に関する教育・啓発活動の充実を図ります。
- ② 競技団体等を対象に、透明性の高い組織運営が図られるよう助言を行う等、ガバナンスの強化を図ります。

#### ※1 ジュニア選手

義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校前期課程・特別支援学校の小学部・中学部）に在学している選手（主に小学生、中学生をいう。）

#### ※2 少年選手

義務教育諸学校卒業後3年以内の年齢にある選手（主に高校生をいう。）

#### ※3 成年選手

義務教育諸学校卒業後3年を経過した年齢にある選手（主に高等学校を卒業した者をいう。）

#### ※4 スポーツ・インテグリティ

スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性。ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念。

#### ※5 チームビルディング

チームのメンバーがそれぞれの能力を主体的に発揮しながらも、一丸となって目的達成をめざす組織づくり。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
国民体育大会の男女 総合成績	27 位	10 位以内	国民体育大会における 正式競技の参加点（ブ ロック大会を含む）と 冬季大会および本大会 の競技得点の合計によ る都道府県ごとの男女 総合順位

＜目標項目の選定理由＞

平成 33 (2021) 年に本県で開催する三重とこわか国体において、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保するため、計画的に競技水準を向上させる観点から、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

三重とこわか国体を開催する平成 33 (2021) 年に天皇杯・皇后杯を獲得し、その翌年も引き続き競技力を維持するものとして設定しました。

※参考

「三重県競技力向上対策基本方針」における目標設定

期間	年度	国体目標
基盤・体制づくり期	平成 25 (2013) 年～平成 27 (2015) 年	20 位台
育成期	平成 28 (2016) 年～平成 30 (2018) 年	10 位台
躍進期	平成 31 (2019) 年～平成 32 (2020) 年	10 位以内
	平成 33 (2021) 年	天皇杯・皇后杯獲得
安定期	平成 34 (2022) 年	10 位以内

## ＜推進施策４ 障がい者によるスポーツ活動の推進＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

運動・スポーツを通じた障がいのある人の社会参加の拡大には、障がいの種類や程度、ライフステージに応じ、障がいのある人が身近な地域で日常的に運動・スポーツに親しむ環境づくりに取り組むことが必要です。さらに、共生社会の実現に向けて障がい者スポーツの裾野を拡げるためには、障がい者スポーツの認知度を高めるとともに、障がい者スポーツを「する」人材の育成だけでなく、「みる」機会の創出や、「支える」人材の養成・確保が求められます。

本推進施策では、平成 33（2021）年に本県で開催する三重とこわか大会に向けて、障がい者スポーツ選手や団体等を育成する等、障がいのある人が運動・スポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図るとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組む、運動・スポーツを通じた障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

### ＜現状と課題＞

平成 32（2020）年に開催される東京パラリンピック競技大会に向けて、障がい者スポーツへの期待や関心が高まることが予想されます。さらに本県においては、平成 33（2021）年に三重とこわか大会が開催されます。障がい者スポーツの裾野を拡げる好機であり、障がい者スポーツを「する」人材の育成、「みる」機会の創出、「支える」人材の養成・確保が求められます。

三重とこわか大会の開催に向けては、市町や競技団体等と連携・協力し、基本方針の策定や、会場の選定に取り組む等、準備を進めています。また、全国障害者スポーツ大会の予選大会である北信越・東海ブロック予選会の開催誘致により、障がい者スポーツにおける選手への支援や大会運営等の経験の蓄積につながりました。今後も引き続き、障がい者スポーツ指導員・審判員等の大会を「支える」人材を計画的に養成する等、三重とこわか大会の開催に向けた準備を着実に進めることが重要です。

障がい者スポーツを競技として「する」人材について、選手の育成・強化に取り組んだ結果、国内外の大会で活躍する選手も現れています。また、三重とこわか大会の開催を契機に、障がい者スポーツの競技団体が新たに結成され、全国障害者スポーツ大会の予選大会へも出場しています。選手の発掘や、選手を支える指導者等の人材の養成、練習環境の向上を図り、障がい者スポーツ選手や競技団体の競技力の向上に取り組むことが必要です。

また、障がい者スポーツは、余暇や健康のための楽しみとして「する」ことも重要です。障がいの程度や種別に関係なく、運動・スポーツを楽しむ三重県ふれあいスポレク祭を開催するとともに、障がい者スポーツ指導員等の派遣を通じて、県内各地で定期的にスポーツ教室が開催されるようになり、障がい者スポーツに親しむ人が増加していま

す。運動・スポーツへの参加機会の提供や障がいの特性を理解した指導員の養成等、障がいのある人が安心して運動・スポーツに参加できる環境づくりが必要です。

あわせて、障がいのある子どもたちが学校や地域で運動・スポーツを楽しむことができる環境をつくるのが、運動習慣の定着につながります。

また、東京パラリンピック競技大会や三重とこわか大会に向け、障がい者スポーツへの関心が高まる中、東京パラリンピック事前キャンプ地誘致に取り組む等、障がい者スポーツの魅力を発信することで、障がい者スポーツを「みる」機会の創出を図り、障がい者スポーツへの理解や普及につなげていくことが求められます。

### <取組内容>

#### (1) 三重とこわか大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成

三重とこわか大会の開催に向けて、関係機関と連携しながら準備を進めます。また、障がい者スポーツ選手等のスポーツを「する」人材の育成を進めるとともに、「みる」機会の創出、「支える」人材の養成・確保に取り組めます。

- ① 市町や三重県障がい者スポーツ協会、三重県障がい者スポーツ指導者協議会等の関係機関と連携し、三重とこわか大会の開催に向けた準備を進めます。
- ② 全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会である「北信越・東海ブロック予選会」の県内開催を誘致し、競技団体・選手の育成や競技大会運営の経験の蓄積を図ります。
- ③ 広報紙やホームページ、ソーシャルメディアへの掲載やイベントの開催等により、三重とこわか大会の魅力を発信することで、三重とこわか大会の「みる」機会の創出に取り組めます。
- ④ 障がい者スポーツ指導員、審判員、障害区分判定員及び意思疎通支援者等、三重とこわか大会を「支える」人材を、計画的に養成・確保します。
- ⑤ パラリンピック競技大会等の国際大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、個々の障がいの状況に応じた練習プログラムを競技指導者、理学療法士及び障がい者スポーツ医等と共同で作成し、選手強化を進めます。
- ⑥ 競技別の国内スポーツ大会への参加促進、他県や障がいのない人のチームとの交流試合や合同練習の実施により、障がい者スポーツ選手や競技団体を育成するとともに、初心者講習会の開催等により、新たな選手を発掘します。また、障がい者スポーツ用具等の整備を進め、選手の練習環境の向上を図ります。

## (2) 障がい者スポーツの裾野の拡大

平成 32 (2020) 年に開催される東京パラリンピック競技大会や、本県で平成 33 (2021) 年に開催する三重とこわか大会は、より多くの障がいのある人が運動・スポーツに親しむことができる好機です。さらには、障がい者スポーツへの期待や関心が高まることが予想され、障がい者スポーツへの理解にもつながります。この好機を捉え、障がい者スポーツの裾野を拡げるため、市町や競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体と連携を進め、障がい者スポーツを競技として「する」人材の育成や、余暇や健康のための楽しみとして「する」人の増加、「みる」機会の創出や「支える」人材の養成・確保に取り組みます。

- ① 国際大会や国内大会で活躍するアスリートの練習を間近に見て、感じ、障がい者スポーツへの参加意欲や関心を高めるため、東京パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に取り組みます。
- ② 「三重県障がい者スポーツ大会」や「三重県ふれあいスポレク祭」を開催し、障がいのある人の運動・スポーツへの参加意欲の向上と参加機会の充実を図ります。また、地域の障がい者スポーツ体験会や初心者教室等への障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援することで、障がいのある人が安心して運動・スポーツに参加できる環境づくりを進めます。
- ③ 特別支援学校の子どもたちが、在学中から運動・スポーツに親しみ、楽しみながら生涯にわたって運動・スポーツに取り組むことができるよう、障がい者スポーツ指導員による実技指導やボッチャ等の交流試合ができる場を設ける等して、運動・スポーツを楽しむきっかけづくりを進めます。
- ④ 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習に参加することで、ともに身体を動かす喜びや楽しさを共有し、お互いを理解し合う機会とします。
- ⑤ 広報紙やホームページ、ソーシャルメディアへの掲載や、障がいのある人と障がいのない人が一緒に障がい者スポーツを体験できるイベントの開催等により障がい者スポーツの魅力を発信し、障がい者スポーツの「みる」機会の創出に取り組みすることで、障がい者スポーツへの理解を促進し、障がい者スポーツの普及につなげます。
- ⑥ 障がい者スポーツ指導員等について、障がい者スポーツを「支える」人材として計画的に養成するとともに、養成した人材のスキルアップを図ります。
- ⑦ 障がいのある人がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備や、利便性の向上に取り組みます。



<平成 34 (2022) 年度の到達目標>

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
障がい者スポーツに関心がある県民の割合	—  (参考) 東京都 平成 29 (2017) 年度 57.1%	60.0%	「e-モニター調査」で 「関心がある」、「やや 関心がある」割合の合 計

<目標項目の選定理由>

障がい者スポーツの裾野を拓げるためには、実際に障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」県民の皆さんの関心を高めることが重要であることから、当該目標項目を選定しました。

<目標値の考え方>

平成 29 (2017) 年度、東京都が都民を対象に実施した同様の調査結果 57.1%を参考に、東京パラリンピック競技大会、三重とこわか大会の開催により、本県においても障がい者スポーツへの関心が高まることが見込まれることから、平成 34 (2022) 年度の目標値は東京都を上回る 60.0%と設定しました。

## ＜推進施策5 スポーツを通じた地域の活性化＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

我が国では、平成31(2019)年の「ラグビーワールドカップ」、平成32(2020)年の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」、さらに平成33(2021)年には「ワールドマスターズゲームズ2021関西」といった世界規模の大規模スポーツ大会が連続して開催されます。本県でも、平成30(2018)年に全国高等学校総合体育大会(インターハイ)を開催し、さらに平成32(2020)年に全国中学校体育大会、平成33(2021)年には三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会を開催することから、平成29(2017)年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」とし、スポーツ推進の好機として位置付けています。

また近年、恵まれた自然環境や充実した施設・設備、地域に根ざして活動するクラブチーム等、地域のスポーツ資源を生かした「スポーツツーリズム(※)」の取組が県内各地で展開されつつあります。

大規模大会の開催や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地誘致、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大により、地域の活性化につながることを期待されます。

また、スポーツを通じた地域の活性化には、「する」人だけでなく、「みる」人や「支える」人の存在が不可欠です。本県における大規模大会の開催は、スポーツを「みる」機会の創出と「支える」人材を養成する機会となります。

本推進施策では、スポーツを通じた地域の活性化の取組を、市町等と連携しながら進めます。

### ＜現状と課題＞

本県では、平成29(2017)年からの5年間を「みえのスポーツイヤー」とし、スポーツ推進の好機として位置付けています。平成30(2018)年に開催された全国高等学校総合体育大会(インターハイ)では、本県選手の活躍もあり、スポーツへの関心・機運が大いに高まりました。この流れを、平成32(2020)年に開催する全国中学校体育大会、平成33(2021)年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげていくことが必要です。

このような大規模大会の開催は、県民の皆さんの夢や感動を育み、一体感を醸成するだけでなく、交流人口の拡大を生み、地域の活性化につなげることができます。さらに、地域の持つ自然環境や充実した施設・設備、地域に根ざして活動するクラブチーム等、地域のスポーツ資源を生かした「スポーツツーリズム」の取組が県内各地で展開されつつありますが、この取組も地域経済の活性化に貢献します。このため、市町と連携しながら、「スポーツツーリズム」等のスポーツを通じた地域の活性化の取組を進めていくことが重要です。

また、国内トップリーグ等で活躍するクラブチームによるスポーツ教室の開催等の取組を進めてきたところ、夢や感動が生まれ、スポーツの裾野が拡がりつつあります。このようなクラブチームは、地域に根ざし、地域の皆さんとともに取り組むことにより、一体感を醸成するとともに交流を促進し、地域の活性化につながると考えられます。このことから、地域に根ざしたトップチームの育成に、市町と連携しながら取り組む必要があります。

平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、世界で活躍するトップアスリートに接するまたとない好機です。市町等と連携しながら、これらの大会での事前キャンプ地の誘致や、交流事業を進めていく必要があります。

誰もがスポーツの価値を共有するためには、スポーツを「する」人だけでなく、スポーツを「みる」人、スポーツを「支える」人の存在も不可欠です。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会や三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催等、県民がトップレベルのスポーツに接するこの機会を活用し、スポーツを「みる」機会の創出を図ることが求められます。

また、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、高校生を中心に、多くのボランティアが大会運営を支えました。三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催に向けて、大会の運営に関わることができるボランティア等の養成を進め、スポーツを「支える」人材を養成することが必要です。

#### <取組内容>

##### （1）三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化

市町等と連携し、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催や、地域のスポーツ資源を生かした「スポーツツーリズム」の取組により、交流人口の拡大等、地域の活性化につなげていきます。

- ① 県内では、地域のスポーツ資源を生かした大規模なスポーツイベントや、スポーツ合宿の誘致等を通じて交流人口の拡大を図る等、スポーツツーリズムの推進によって地域の活性化につなげる取組を進めている市町があります。より多くの市町でこのような取組が進むよう、市町の取組を支援します。
- ② 三重とこわか国体・三重とこわか大会を盛り上げていただく県民の皆さんの活動「とこわか運動」への参加を広く呼びかけ、「する」「みる」「支える」人材を育成・養成します。
- ③ 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催を一過性のものとしなため、両大会の開催後を見据え、スポーツを通じた地域活性化の取組について、市町と連携し、検討を進めていきます。

## (2) 地域に根ざしたクラブチームの育成・支援

市町と連携しながら、国内トップリーグ等で活躍する地域に根ざしたクラブチームを育成・支援する取組を進めます。

- ① 競技力向上の取組を進める中で、国内トップリーグ等で活躍するクラブチームを育成・支援するとともに、このようなチームが地域に根ざし、地域スポーツの裾野が広がるよう、地域とクラブチームの交流促進等の取組を市町と連携して進めます。
- ② 市町やクラブチームと連携し、ホームゲーム開催時における地域の魅力情報発信やイベント等の交流活動を通じて、ファン層の拡大を支援することで 応援機運の高まりによる地域の一体感の醸成や、スポーツを「みる」機会の創出を図ります。

## (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致

本県では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地の誘致を進めています。さらに、ホストタウン制度を活用した交流事業等について、市町や関係団体と連携しながら取組を進めます。

- ① 誘致に取り組む市町及び関係団体と連携し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に取り組みます。
- ② 県民の皆さんのスポーツに対する意識を醸成できるよう、市町及び関係団体と連携して、ホストタウン制度を活用した海外選手との交流事業等を実施します。

## (4) スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

スポーツは「する」だけでなく、「みる」「支える」ことにより、世代に関わらず誰でも参画することができ、スポーツの価値を共有することができます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、本県における大規模大会等の開催を好機として、スポーツを「みる」機会の創出や、スポーツを「支える」人材の養成を、市町や関係団体との連携により進めます。

- ① 東京オリンピック・パラリンピック競技大会や三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催等、県民がトップレベルのスポーツに接する機会を活用し、イベントの開催や各種広報活動を実施することで、スポーツの観戦機会の拡大やスポーツの魅力の発信を通じて、スポーツを「みる」機会の創出を図ります。
- ② 平成 32 (2020) 年の全国中学校体育大会、平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催に向けて、大会の運営に関わることができるボランティア等を募集し、スポーツを「支える」人材の養成を進めます。
- ③ 大規模大会開催等の経験を生かし、大会ボランティア等が大会終了後も県内でスポーツを「支える」人材として引き続き活動し、ボランティア活動が維持・継続できるよう、市町や関係団体と連携して活動を支援します。

※ スポーツツーリズム

地域のスポーツ資源（恵まれた自然環境や充実した施設・設備、地域に根ざして活動するクラブチーム等）を生かして、地域における交流人口の拡大や地域経済への波及効果等を図る取組。

＜平成 34 (2022) 年度の到達目標＞

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じる県民の割合	84.2%	90.0%	「e-モニター調査」で「感じる」、「どちらかといえば感じる」割合の合計

＜目標項目の選定理由＞

本県で開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会に向けて、競技力の向上をはじめ、さまざまな取組を進めており、これらの関わりを通じて県民に夢や感動が育まれると期待できることから、当該目標項目を選定しました。

＜目標値の考え方＞

三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催は、本県のスポーツ推進のまたとない好機であり、スポーツへの参加意欲の向上や関心の高まりが期待されることから、現状値を上回る目標値を設定しました。

## ＜推進施策 6 施設の整備等＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

スポーツ施設について、整備や適切な管理運営を行っていくことは、県民の皆さんがスポーツに親しむとともに、本県のスポーツ選手が競技力を高めていくうえで、大変重要な取組です。

本推進施策では、平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会に向けて、必要となるスポーツ施設の整備を進めます。あわせて施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、利用者の利便性が確保できる環境を整備します。

### ＜現状と課題＞

本県のスポーツ施設は、昭和 50 (1975) 年のみえ国体を契機に整備が進められて以降、新たな整備も少なく、施設の老朽化が進んでいます。

また、スポーツ庁の「体育・スポーツ施設現況調査」(平成 27 (2015) 年度)によると、本県の公共スポーツ施設は、近隣府県と比べて、その数は少なく、相対的にみれば十分とは言えない状況であり、大規模大会やプロスポーツの公式試合が開催できるような施設も少ない状況です。

このような状況をふまえ、平成 25 (2013) 年に、今後の県営スポーツ施設の整備、充実や、市町が整備や管理運営を行うスポーツ施設への県の関与のあり方等について取りまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」を策定しています。

さらに、平成 30 (2018) 年の全国高等学校総合体育大会(インターハイ)、平成 32 (2020) 年の全国中学校体育大会、平成 33 (2021) 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会を開催するにあたっては、施設基準をはじめとするさまざまな規定や観客収容、アクセス等の利便性を確保していくことで、参加者が快適に競技に臨める環境を整備することが求められています。

そのため、「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」や「三重交通G スポーツの杜 伊勢」等の県営スポーツ施設について、大規模大会の施設基準を満たすべく、必要な整備を行っていますが、地方財政を取り巻く環境は厳しく十分とは言えません。

現在、多様な財源確保策の取組として、県営スポーツ施設 2 か所にネーミングライツを導入しているところですが、今後、国や(独)日本スポーツ振興センターによる補助金等、多様な財源確保に努めるとともに、県だけでなく、本県での大規模大会の開催を契機とした市町におけるスポーツ施設の整備も働きかけていく必要があります。

スポーツ施設の利用者は年々増加傾向にあることから、利用者の安全安心と利便性を確保し、スポーツに親しむ機会を引き続き提供するとともに、優れたスポーツ環境を提供していくことについて、整備から管理運営までトータルコストを適切にマネジメントしていく必要があります。

## ＜取組内容＞

### （１）スポーツ施設の整備

本県で開催予定の大規模大会等に向け、県営スポーツ施設について必要な整備に取り組みます。

- ① 「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」等の県営スポーツ施設について、三重とこわか国体等への対応や、その他施設基準、安全対策等の面から施設の整備等を進めます。
- ② 「三重県スポーツ施設整備計画」に基づいて創設した補助制度を活用して、「広域的拠点施設」である体育館の整備を行うことにより、本県の施設水準の向上を図ります。  
三重とこわか国体に向けて、国体施設基準の充足や参加者の危険防止対策等、必要となる施設の改修に対し補助を行い、会場地市町における整備の促進を図ります。
- ③ プロスポーツの公式試合が可能となる機能を有する施設について、市町やクラブチーム、関係団体等と連携して、協議を進めます。

### （２）県営スポーツ施設の管理運営

スポーツ施設の管理運営について、利用者の安全・安心や利便性を確保し、快適な利用環境を提供するとともに、効率的な管理運営に努めます。

- ① 引き続き指定管理者制度を活用し、県民サービスの向上と効率的な管理運営に努めます。
- ② 施設・設備の維持・修繕については、高齢者等、誰もが利用しやすい利便性及び安全性の確保をはじめ、公認検定の継続や競技規則改正への対応等、必要となる整備に努めます。

なお、維持・修繕の実施にあたっては、指定管理者と連携し、安全性や経済性を考慮したうえで、予防的な修繕等を行い、機能の維持を図る「予防保全型維持管理」をめざします。

- ③ ネーミングライツによる愛称（「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」、「三重交通G スポーツの杜 伊勢」）について、ホームページや広報紙により、普及・定着に努めるとともに、ネーミングライツ料を活用して、施設におけるサービスの維持・向上や県内におけるスポーツの振興と発展を図っていきます。

また、新たな財源確保に向けての取組を進めます。

<平成 34 (2022) 年度の到達目標>

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
	平成 29 (2017) 年度	平成 34 (2022) 年度	
県営スポーツ施設 年間利用者数	842,648 人	969,930 人	国体・全国障害者スポーツ大会局が所管する県営スポーツ施設(三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通 G スポーツの杜 伊勢、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場)の年間利用者数

<目標項目の選定理由>

スポーツ施設の整備や施設管理に適切に取り組んだことへの効果を示すと考えられることから、当該目標項目を選定しました。

<目標値の考え方>

各施設の指定管理者が目標値として設定している年間利用者数の合計値を基に設定しました。



## ＜推進施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進＞

### ＜推進施策の基本的な取組方向＞

本県では、平成30（2018）年に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されました。今後、平成32（2020）年には全国中学校体育大会、平成33（2021）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。これらの大規模大会の開催は、県民の皆さんが広くスポーツに触れ、スポーツに親しむ機会となり、本県のスポーツの推進にとって、またとない好機となります。このため、開催のレガシー（※）を次世代に継承することで、開催を一過性のものとせず、「する」だけでなく「みる」「支える」も含めたスポーツへの興味・関心の維持や、長期的な視点に立ったスポーツの振興、スポーツを通じた地域活性化をめざしていきます。

本推進施策では、このような大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進について、市町、競技団体等のさまざまな主体と連携しながら、取組を進めていきます。

### ＜現状と課題＞

平成30（2018）年、本県で開催された全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、本県選手のめざましい活躍がみられました。それに続き、平成32（2020）年には全国中学校体育大会の開催が予定されています。大規模大会開催のノウハウを継承するとともに、平成33（2021）年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて本県のスポーツ推進の機運醸成が期待されます。

また、三重とこわか国体・三重とこわか大会については、平成24（2012）年1月に本県での開催が内々定後、行政をはじめ、スポーツ団体、経済団体等で構成する「第76回国民体育大会三重県準備委員会」を設立し、「県民総参加」「簡素・効率化」「情報発信と交流の輪づくり」「本県のスポーツの推進」の4つを実施目標とした「第76回国民体育大会開催基本方針」を決定しました。その後、開催基本方針に基づき、開催地市町の選定や会期、各種計画等、開催に向けた諸準備を進めてきました。

平成30（2018）年7月には、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が正式に決定されたことを受け、準備委員会を「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」に改組しました。

今後は、イメージソングやダンス等を活用したさまざまな広報活動により開催機運を盛り上げ、また、県民の皆さんが両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、「とこわか運動」（県民運動）を進めるとともに、市町、競技団体等のさまざまな主体との連携により開催準備を進めていく必要があります。

さらに、三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催は、本県にスポーツインフラの整備等の有形のレガシーや、スポーツに対する関心、大会運営のためのノウハウ、おもてなしの精神、競技力の向上等の無形のレガシーといった、さまざまな

レガシーを創出することが見込まれます。このレガシーを一過性のものとするのではなく、長期的な視点でのスポーツの振興や、スポーツを通じた地域活性化につなげていくための取組を行うことが求められます。

## ＜取組内容＞

### （１）全国中学校体育大会の開催

平成 30（2018）年に開催された全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、総合開会式と 14 競技 15 種目が本県で開催されました。平成 32（2020）年には全国中学校体育大会（4 競技 4 種目）が、本県を含む東海ブロックで開催することが決定しています。市町、競技団体等と連携し、これらの大会の開催を通じて得られた成果を、本県のスポーツの推進につなげていきます。

- ① 平成 32（2020）年の全国中学校体育大会の開催に向け、東海各県の教育委員会及び関係団体との調整、協議を進めていきます。
- ② 大会の開催を県民の皆さんに広く周知し、本県のスポーツの推進につなげるとともに、本県の魅力を全国に発信する絶好の機会とするため、市町や関係団体、関係部局と連携しながら、積極的な情報発信に努めます。
- ③ 中学生・高校生による運営の補助等を通じて、スポーツを「みる」機会の創出や、「支える」人材の養成を進め、スポーツへの関心を高めることで本県のスポーツの推進を図ります。
- ④ 全国規模の大会を開催するノウハウを継承するため、開催市町、関係団体等と連携し、先催県の取組等を参考にしながら、地域とともに大会を盛り上げる魅力ある大会運営をめざします。

### （２）三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催機運を醸成するため、広報活動を推進するとともに、県民の皆さんが「する」「みる」「支える」というさまざまな形で関わっていただけるよう「とこわか運動」（県民運動）を進めていきます。

また、市町や競技団体等と連携して、開・閉会式の式典準備をはじめ、競技役員等の養成、競技施設や競技用具整備等の準備を進めます。

- ① イメージソングやダンス等を活用したさまざまな広報活動により開催機運を盛り上げ、また、県民の皆さんが両大会に関わっていただけるよう、「とこわか運動」（県民運動）として多様な取組を進めます。
- ② 両大会の会場地市町と連携して、輸送・交通、宿泊、医事・衛生、警備・消防等、各分野での準備を進めます。
- ③ 県民の皆さんが、両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、スポーツを通じた人づくりにつなげていきます。

### (3) 大規模大会開催のレガシーの継承

三重とこわか国体・三重とこわか大会等の大規模大会の開催により、本県では有形（スポーツインフラの整備等）、無形（スポーツに対する関心、大会運営のためのノウハウ、おもてなしの精神、競技力の向上）のさまざまなレガシーの創出が見込まれます。このレガシーを一過性のものとするのではなく、長期的な視点でのスポーツの振興や、スポーツを通じた地域活性化につなげていくための取組を行います。

- ① 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催によって得られた有形のレガシーが大会前・大会後に活用されるよう、スポーツインフラを利用した大会の誘致や各種イベントの実施、スポーツ合宿の受け入れ等により、交流人口を増加させ、経済効果の創出や雇用の拡大等、スポーツを通じた地域活性化につなげていきます。
- ② 三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催によって培われる経験を通じて、無形のレガシーが県民の間に定着し、おもてなしの精神を醸成したり、将来にわたって継続できるよう、年齢や性別、ライフスタイルや障がいの有無に関わらず、スポーツを「する」「みる」「支える」ことによる興味・関心の維持を図ります。また、誰もが気軽に参加できるデモンストレーションスポーツをはじめとした、両大会の開催競技を核とした地域づくり・まちづくりの支援、アスリートを地域で支え、育てる仕組みの構築、両大会でのボランティア活動を契機としたボランティア活動の維持・継続、スポーツを通じた地域間交流や地域の一体感の醸成等をめざします。

#### ※ レガシー

大規模スポーツイベントが開催地にもたらす長期的・持続的効果。大きく有形のレガシー、無形のレガシーに分けられる。

有形のレガシー：スタジアムや練習場等のスポーツ施設、合宿所等の宿泊施設、交通網や都市機能を向上させる社会インフラ等。

無形のレガシー：競技種目に対する興味や熱気、開催地としてのイメージ形成、市民の競技意識の向上、友好や尊敬等のスポーツが有する価値の浸透、開催地の文化・風習・歴史・地域性の再確認等。

## 第3章 計画の実現に向けて

### 1 計画の進行管理

#### (1) 部局横断的な取組の推進

スポーツは、あらゆる世代、性別等を問わず親しむことができ、心身の健康の保持増進や地域の活性化に資する等、多面的な価値を有しています。このため、県では、高齢者の健康増進の取組をはじめ、生涯にわたる健康づくりの取組やスポーツツーリズムの取組等、各部局でスポーツに関わる取組が進められています。本計画のめざす姿の実現に向けては、各部局の取組と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。

#### (2) 三重県スポーツ推進審議会における進捗の評価

本計画のめざす姿の実現に向けて、計画に基づく県の取組の進捗状況、成果や課題等について、三重県スポーツ推進審議会に毎年度報告するとともに、以降の取組にかかる意見を求め、適切に計画の進捗を管理していきます。

#### (3) 県議会への報告

本計画に基づく取組、本県スポーツの推進にかかる取組状況について、県議会に随時、報告していきます。

#### (4) 県民の皆さんへの周知・広報

県民の皆さんが本計画を通じて、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけるよう、本計画の概要や取組状況について、ホームページ等の広報媒体を活用し、周知・広報を行います。

### 2 スポーツ関係団体との連携

#### (1) 公益財団法人三重県体育協会

(公財)三重県体育協会は、本県におけるアマチュアスポーツを代表する団体であり、スポーツの健全な普及・発展を図り、県民の皆さんの体力向上と健康の増進及び青少年の健全育成に寄与することを目的として設立されています。

各種スポーツ教室や指導者に対する講習会を開催する等、地域でのスポーツの普及や競技力の向上に向けた事業等を実施し、本県の地域スポーツの推進、競技力の向上に向けて重要な役割を担っています。

引き続き、県、市町や加盟する団体、民間事業者と連携をしながら、本県のスポーツ推進に資することが期待されます。

## (2) 一般社団法人三重県レクリエーション協会

(一社) 三重県レクリエーション協会は、レクリエーションの総合的な普及、振興に努め、県民の皆さんの心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに寄与することを目的として設立されています。

県民の皆さんが、体を動かすことに親しみやすいレクリエーションの普及のほか、レクリエーションにかかる指導者の育成や派遣、加盟する団体と連携して自主事業を実施する等、本県の地域スポーツの推進に向けて重要な役割を担っています。

引き続き、加盟する団体と連携しながら、県民の皆さんがスポーツに親しむための取組を進めることが期待されます。

## (3) 三重県障がい者スポーツ協会

三重県障がい者スポーツ協会は、障がい者スポーツを振興し、スポーツを通じて、障がいのある人の心身の健康の維持・増進と、社会参加意欲の高揚を図るとともに、県民の障がいのある人に対する一層の理解を深め、ノーマライゼーションの確立に寄与することを目的として設立されています。

障がい者スポーツの普及に向けた事業等を実施し、本県の障がい者スポーツの推進に向けて重要な役割を担っています。

引き続き、県、市町や加盟する団体と連携しながら、本県の障がい者スポーツ推進に資することが期待されます。

## (4) 加盟団体との連携

(公財) 三重県体育協会、(一社) 三重県レクリエーション協会、三重県障がい者スポーツ協会と連携した取組を進めることで、それぞれの加盟団体と連携した取組を進めていきます。

## (5) 三重県スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、市町での地域スポーツの推進に重要な役割を担っており、三重県スポーツ推進委員協議会は、県内のスポーツ推進委員相互の情報交換や、スポーツ推進委員の資質向上を図ること等を目的として設立されています。

また、地域スポーツの推進に重要な役割を果たす総合型地域スポーツクラブの運営に際して、地域の皆さんと行政とのコーディネート役として期待されており、県内の総合型地域スポーツクラブの育成や安定した運営に向けて、県の広域スポーツセンターと連携しながら、取組を進めることが期待されています。

### 3 顕彰の実施

#### (1) 地域スポーツの推進にかかる顕彰

地域、企業等の職域においては、スポーツの普及・発展に継続して尽力しているスポーツ関係者及びスポーツ優良団体が多くあります。

このような地域スポーツの推進に顕著な功績があるスポーツ関係者及びスポーツ優良団体を表彰すること、広く広報することを通じて、地域スポーツの発展に資するため、平成 25 (2013) 年度に地域スポーツの推進にかかる知事表彰制度を創設しました。

引き続き、県民の皆さんの地域スポーツへの関心を高めるとともに、より多くの県民の皆さんが地域スポーツに親しめるよう、顕彰を行うとともに、情報の発信に努めます。

#### (2) 競技スポーツにかかる顕彰

オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際大会や国民体育大会、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）等の全国大会において、優秀な成績を収めた団体・個人を表彰し、その功績を讃えることは、県民の皆さんのスポーツへの関心を高め、本県選手等の意識高揚につながります。

このため、各関係団体と連携を図り、国際大会や全国大会で活躍した選手や指導者の顕彰を行うとともに、情報発信に努めます。